

社会福祉法人正吉福社会介護福祉士実務者研修（通信）学則

（設置目的）

第1条 将来、介護福祉士となり「心の絆」「自立の支援」「自己実現と選択」の利用者本位のサービスを目指し、その質の向上に資するための人材を養成する。

（研修の名称）

第2条 研修の名称は、正吉福社会介護福祉士実務者研修（通信課程）と称する。

（位置）

第3条 位置は、東京都稲城市平尾字十号1127番地1とする。

（修業年限）

第4条 修業年限は、6か月とする。

（定員）

第5条 定員は、1学級12名とし、年間総定員は12名とする。

（養成課程）

第6条 養成課程は、介護福祉士実務者研修通信課程とし、一部面接授業を行う。

（履修方法）

第7条 履修方法及び免除科目は、[別紙カリキュラム](#)のとおりとする。

（休業日）

第8条 休業日は、施設長が定める。

（入所時期）

第9条 入所時期及び開講期間は、7月1日～12月31日とする。

（入所資格）

第10条 入所資格は、介護福祉士試験のために入所を希望する者で、当施設が本研修受講者として認めた者。科目の免除を希望している者については、入所の前日までに免除該当資格の修了証が発行されていること。

(入所者の選考)

第11条 本研修を受けるにあたっての心構え、介護福祉分野に対する知識規則遵守の適応性、態度等を判断して選抜する。

(入所の手続き)

第12条 所定の申込用紙に記入の上、指定口座に受講料を振り込むものとする。また、科目の免除を希望する者については該当資格の修了証の写しを提出すること。

(退所)

第13条 やむを得ない事情等で、学習継続が不能になった場合は、書面によりこれを届けなければならない。

(休学)

第14条 やむを得ない事情等により、受講を一時中断する場合は、書面によりこれを届けなければならない。その際の期間は最長1年とする。

(復学)

第15条 やむを得ない事情により、受講を一時中断し、規定期間内に復学の申し出があった場合は、書面によりこれを届けなければならない。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第16条 指定のカリキュラムをすべて履修し、テキストによる自宅学習（通信課題）と、スクーリングによる学習（面接授業）の修了条件を全て満たすと修了の認定となる。各科目ごとに評価を行い、認定基準は70点以上の評価の受講者を評価基準を満たしたのものとして認定する。評価基準に達しない場合には、課題の再評価を行う。また、スクーリングの全日程を出席した者とし、医療的ケアの演習については、シラバスに示す演習を全て実施した上で「基本研修（演習）評価票」の全ての項目についての演習指導講師の評価結果が「基本研修（演習）評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合に、演習の修了を認める。なお、演習の修了が認められなかった者については、再度、演習の全過程を受講させる。

(授業料)

第17条 受講料は下記のとおりとする。なお、納入された受講料は原則として返還しない。（金額はすべてテキスト代、税込）

受講者の保有資格	コース	受講料
介護職員基礎研修	50時間	30,000円

介護職員初任者研修	320時間	90,000円
訪問介護員1級	95時間	70,000円
訪問介護員2級	320時間	90,000円
訪問介護員3級	420時間	140,000円
無資格	450時間	150,000円

(教職員の組織)

第18条 研修を実施するにあたり次の教職員を置く。

施設長

主任教員

専任教員

その他必要な職員を置く

(賞罰)

第19条 受講生が学則に違反する等受講生としての本分に違反する行為があった時は、懲戒処分を行うことができる。懲戒は訓告及び退所とする。

2 前項の訓告・退所は次の各項に該当する学生に対して行う。

(1) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められるもの

(2) 面接授業において、遅刻・早退・欠席が著しいもの

(3) 施設の秩序や授業環境を著しく乱したもの、または乱す恐れのあるもの

(4) 法令違反等

(その他の事項)

第20条 この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、代表者がこれを定める。

(附則) この学則は平成28年7月1日より施行する。